款	12　公債費	項	1　公債費	目	1　元金

事務事業名	長期債償還元金

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R５	969,145,812				154,554,957	814,590,855
R４	873,246,062				111,872,236	761,373,826
増減	95,899,750				42,682,721	53,217,029

事業目的

地方債償還元金の適正な償還を図る。

事業内容及び成果

公共施設等の整備に係る市債や地方交付税の財源不足を補うために発行された臨時財政対策債など、今まで借り入れた地方債の元金を償還条件に基づき適正に償還した。

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	地方自治法、地方財政法、財政健全化法、災害対策基本法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		公共施設の整備などを実施するにあたり、将来負担に配慮しながら市債による財源を確保し、身の丈にあった財政運営を行っていく必要がある。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		地方債元金の適正な償還により、負債の軽減に寄与した。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
これまでに借り入れた地方債元金について、適正に償還を行っていく。	**継　続**

款	12　公債費	項	1　公債費	目	2　利子

事務事業名	長期債償還利子

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R５	45,925,614				5,455,007	40,470,607
R４	38,989,240				150,199	38,839,041
増減	6,936,374				5,304,808	1,631,566

事業目的

地方債償還利子の適正な償還を図る。

事業内容及び成果

公共施設等の整備に係る市債や地方交付税の財源不足を補うために発行された臨時財政対策債など、今まで借り入れた地方債の利子を償還条件に基づき適正に償還した。

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	地方自治法、地方財政法、財政健全化法、災害対策基本法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		公共施設の整備などを実施するにあたり、将来負担に配慮しながら市債による財源を確保し、身の丈にあった財政運営を行っていく必要がある。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		地方債償還利子の適正な償還により、負債の軽減に寄与した。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
これまでに借り入れた地方債の償還利子について、適正に償還を行っていく。	**継　続**

款	12　公債費	項	1　公債費	目	2　利子

事務事業名	一時借入金利子

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R５	1,214,516					1,214,516
R４	883,639					883,639
増減	330,877					330,877

事業目的

一時的な資金の不足に対応するための短期借入金に係る利子を償還する。

事業内容及び成果

支払資金の不足に対応するために借り入れた一時借入金の利子を償還した。

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	地方自治法		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		予算執行過程の資金繰りを行ううえで必要不可欠である。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		支払資金の不足に対応するために借り入れた一時借入金の利子を償還することにより、適正な資金繰りが図られた。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
資金繰りのため借り入れた一時借入金の償還利子について、適正に償還を行う。	**継　続**